

別1(輸出令)、別表(外為令) ミニガイド

1. 別1の読み方

読み方は「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)の<解釈>等によるが、基本的な部分について述べる。

(1) 政省令の項番・番号

① 政令別表の項の呼び方

[例] ・輸出令 別表第1の9の項(5)

・外為令 別表の9の項(1)

② 省令番号の付け方

一般的には、条番→項番→番号→(細目)の順。なお、項番の最初の1は記載されない。

また、XX条の2とXX条とは異なる別個の条番なので注意が必要。

[例] 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

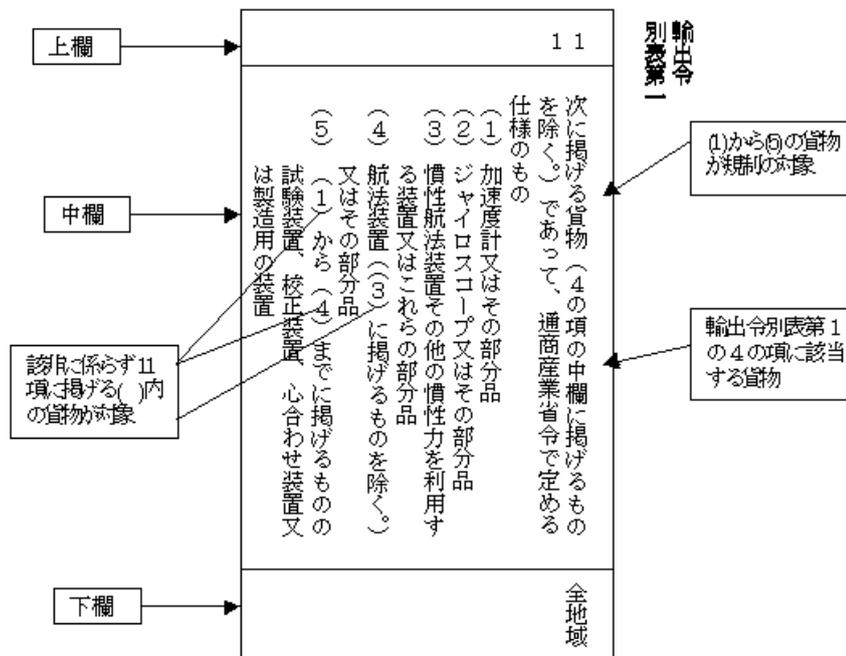
・第8条第八の二号口(一) ; 1項のみにつき項番省略

・第20条第1項第二号 ; 第2項ありの場合

(2) 中欄に掲げる貨物

① 輸出令及び貨物等省令の原文は下表のような縦書きになっている。

この表の上欄には輸出令別表第1の項番、中欄には規制すべき貨物、また下欄には規制対象地域が記載されている。



② 上表の「～に掲げる貨物」と「～項の中欄に掲げる貨物」について

- ・「～に掲げる貨物」とは、規制対象貨物の種類を指すが、仕様に限定がない。文字通り掲げる貨物すべて(該当貨物も、非該当貨物も)を意味する。上表では規制対象貨物の種類を(1)～(5)に示す。
- ・「～項の中欄に掲げる貨物」とは、～項の全ての規制対象貨物であって、省令で定める仕様のものに限定される。従って、～項に該当する貨物を指す。もし、中欄に掲げる貨物の内の対象貨物を一部に限定したい時は、「～項()の貨物であって、省令で定める仕様のもの」としなければならない。

2. 別表の読み方

読み方は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(役務通達)の〈解釈〉等によるが、基本的な部分について述べる。

(1) 政省令の項番・号番

別1に同じ。

(2) 規制技術

① ここで、技術とは貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。

この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。

- ・技術データとは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、プログラム、青写真、計画、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるものをいう。
- ・技術支援とは、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

② 外為令別表の記述方法

各項における規制方法は次の2つに大別できる。

- ・別1の各項及び省令各条で規制される貨物の設計、製造又は使用のための技術であって、省令で定めるもの。
- ・外為令別表各項に掲げる技術であって、省令で定めるもの。
ただし、別表及び別1の1の項(武器)に関する省令はない。

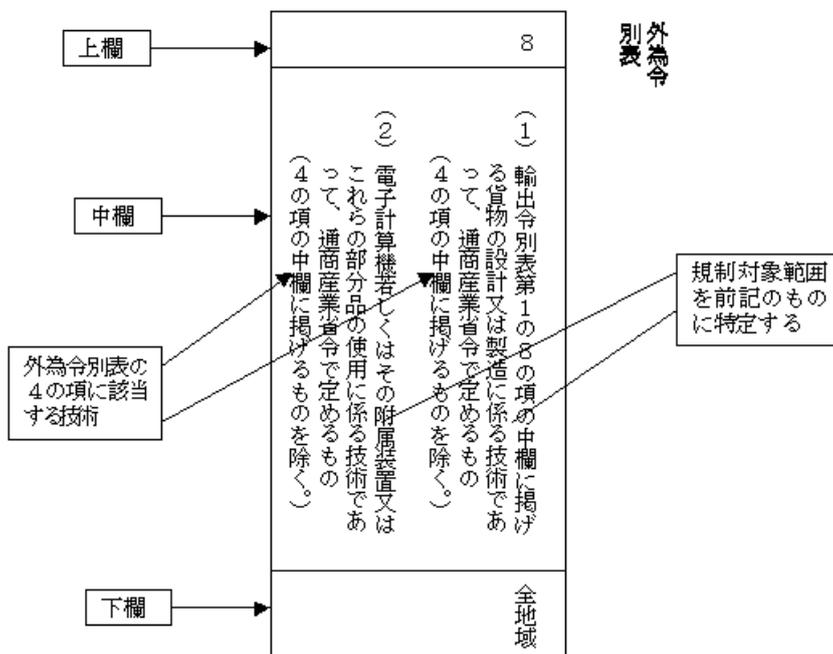
③ 役務通達の「許可を要しない技術提供取引」

ここに記載の公知の技術、必要最小限の使用技術、店頭で自由に購入でき技術支援不要なプログラム等は、前記の規制技術に該当していても許可を要しない。詳細は、貿易外省令第9条による。

(3) 中欄に掲げるもの

① 外為令及び貨物等省令の原文は下表のような縦書きになっている。

この表の上欄には外為令別表の項番、中欄には規制すべき技術、また下欄には許可対象地域が記載されている。



- ② 上表の「～に係る技術」と「～項の中欄に掲げるもの」について
- ・「～に係る技術」とは、規制対象技術の範囲を特定するが、省令による限定がない。技術の範囲は、ほとんどの場合に設計、製造又は使用に係る技術とされその範囲が広い。
 - ・「～項の中欄に掲げるもの」とは、～項の全ての規制対象技術であって、省令で定めるもの(ただし、省令のないものは限定不要)に限定される。従って、～項に該当する技術を指す。もし、中欄に掲げるものの内の対象技術の一部に限定したい時は、「～項()の技術であって、省令で定めるもの」とすること。
- (3) 一般に上記で規制される技術は広範囲に及ぶ。その中には新聞、雑誌等に掲載され既に公知になっているものもある。そこで、該当であっても、必ず上記(2)③のチェックを行い必要なものについてのみ許可申請をしなければならない。

3. 規制貨物、技術の法体系

- ① 別1及び別表の項番号番に対応する貨物等省令の項番号番の対応
それぞれ順番に並んでいるわけではないので、探さないといけない。

[例] 別1 2項(41)・・・省令第1条(第1項)第四十六号、第四十七号、
第四十八号、第四十九号、第五十号
5項(5)・・・省令第4条(第1項)第五号、第七号
5項(9)(10)(11)(12)・・・省令第4条第十一号

- ② 同一技術分野の貨物等(貨物・技術)が別1、別表の複数の項番にまたがって規制されている。4つのレジームが、それぞれ独立に規制品のリストを制定している為と機微な項目を15項で規制しているため。

[例] 電子計算機 4項(22)(24の2)
8項、(技術は外為令別表15項(2)にも有り)
工作機械 2項(12)1、6項(2)(3)
先端材料関連 2項、4項、5項、14項、15項の中に規制されている。

- ③ 政令、省令で規制されていないようでも、解釈によって規制が明らかになるものがある。

[例] 熱交換器・・・解釈で以下の項番に規制される
2項(2) 省令第1条第二号 原子炉の付属装置に含まれる
2項(7) 省令第1条第七号 ウランの同位元素で分離用としての装置の付属装置に含まれる
注 3項(2)3 省令第2条第2項第三号の熱交換器は政令、省令で規制されている。

[例] ルータ・・・解釈で以下の項番に規制される
9項(2)省令第8条第一号 電子式交換装置に含まれる

- ④ <解釈>は、項番毎に定義されている。
ある項番で定義された解釈は、その項番だけに有効であり、他の項番の解釈とはならないので注意を要する。

4. 法令文の読み方、解釈の仕方

① 「または」「もしくは」「あるいは」

→ 選択的な関係にある事項を列挙してつなぐ場合に用いられる接続詞。

意味は同じであるが、一番大きな選択的連結に「または」を用い、順に「もしくは」「あるいは」となる。

(AもしくはBによる)Cまたは(XもしくはYによる)Z・・・。

なお、「あるいは」との併用は減多にみられない。

② 2～15項に該当の貨物で4条特例(少額特例、暗号特例等)で許可不要となった貨物の判定

→ 該非判定はあくまで該当である。許可が不要となっただけ。

混同しないように。

注: 非該当だと思ってしまうと、技術の判定の時、間違えの基となる恐れある。

特に、社内管理(ITシステム)での扱いと社外からの問い合わせに対する回答において。

③ 部分品の規制の読み方

[例1] 省令第7条第一号「電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品」

→ いずれかの仕様に該当する貨物の部分品は該当となる。(部分品自体の仕様に関係なし)

[例2] 省令第8条第二号「伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの」

→ 部分品自体が、いずれかの仕様に該当する場合に、該当となる。

[例3] 例1、例2の両方を併せた表現となっているもの。

省令第7条第三号「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの

又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)」

④ 「・・・用に設計した・・・」

[例] 第1条第二号「原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しよう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置」

・設計当初に意図がある場合、若しくは専用に設計している場合をいう。

→ 別の用途に設計したものは除かれる場合がある。(⑦を参照)

ただし、専用に設計したものでも、設計者がその後 汎用品としてカタログ等で周知した場合は、汎用品としての判定が必要となる。

注: 別1 4項(24) 省令第3条第二十五号ホの電子加速器は「医療用に設計したものを除くとなっているが CISTECジャーナル1996. 5のQ&Aで、分離可能な電子加速器は、当該項番での判定が必要となっている。又、厚生省の医療番号を取得した医療用の電子滅菌装置に専用設計されていれば 電子加速が分離可能でも非該当として良い旨コメントされている。

⑤ 「・・・に用いられる・・・」

[例] 第1条第十号「重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの」

・用いる事が出来れば該当となる。

→ 非該当とする為には、用いられない理由を説明する必要がある。

注：別1 2項(10)、省令第1条第1号ロ(7)の「カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることのできるポンプ」は、「重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置」として規制されているが、CISTECのガイダンスでは、「カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環できないことが客観的に証明できる」場合、経済産業省に相談することを勧めている。

⑥ 「……(** の項の中欄に掲げるものを除く) ……」の扱い

[例1] 輸出令別表第1 6の項

「次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であって、経済産業省令で定める仕様のもの」

[例2] 輸出令別表第1 7の項

「次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

(1) 集積回路(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

(2)~(21) 略 」

- ・法的には、輸出令別表第1 2項/4項に該当となっているものは、6項/7項(1)に非該当となる。
- ・**実力値として輸出令別表第1 6項/7項(1)に該当となるか、判定しておくことを勧める。**

⑦ 「…(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)」の扱い

[例1]: 輸出令別表第1 7の項 省令 第6条 (第1項) 第一号 イ

「一 集積回路であって、次のいずれかに該当するもの」

イ 全吸収線量がシリコン換算で…ように設計したもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)」

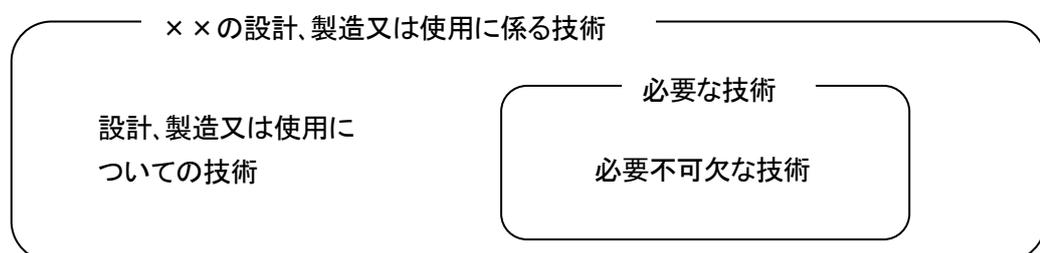
・解説で、下表のように定義されている。 輸出令 別表第1 7項 <解説>

7項	貨物等省令第6条第1号イ、ロ及びヌ並びに同条第2号から16号までの規定中の他の貨物に使用するように設計したもの	輸出令別表第1の中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。
----	---	--

- ・この場合も、実力値として輸出令別表第1 7項 に該当となるか判定しておくことを勧める。
- ・これ以外にも条項号毎に「他の貨物に使用するように設計したもの」とか「他の貨物に使用するように設計したものを含む」の解釈がある。

⑧ 「係る技術」と「必要な技術」

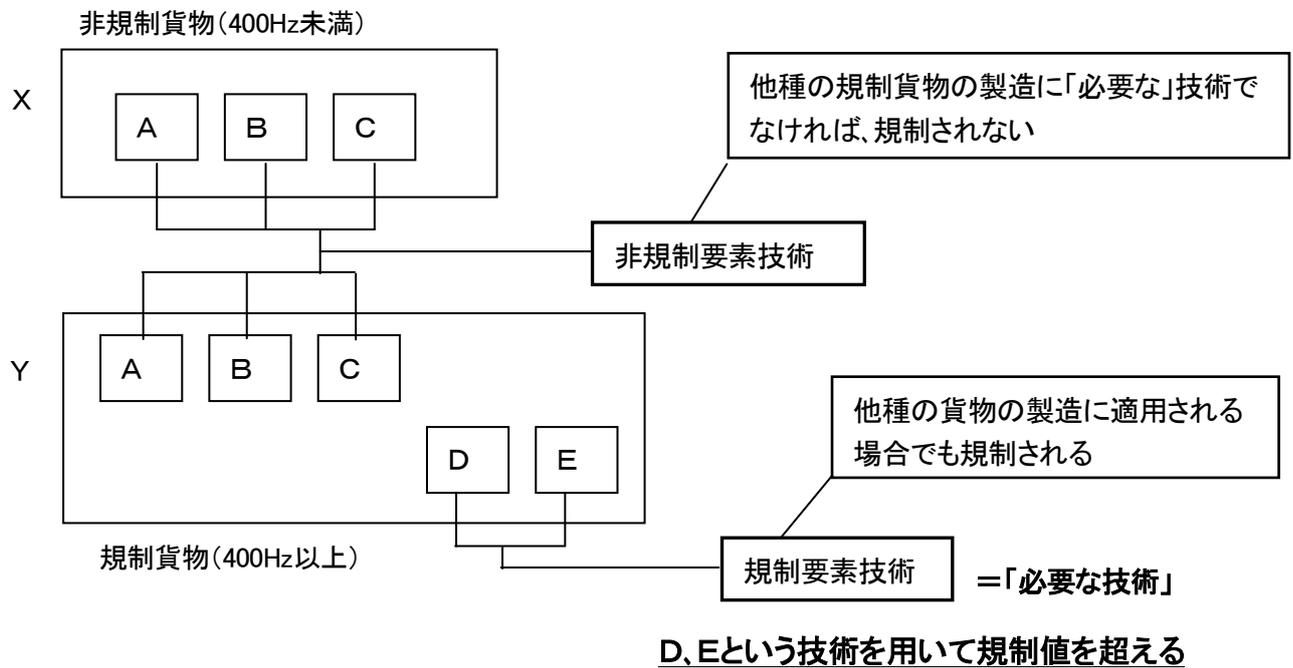
- ・「係る技術」とは、別表又は貨物等省令の各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術をいう。
- ・「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいい、「不可欠な技術」又は「必須の技術」という意味である。



- ・「係る技術」…applicable、「についての」、「に属する」、「の」： 製造に係る技術＝製造の技術
- ・「必要な技術」…required、「必須の」、「不可欠の」： 製造に必要な技術＝製造に不可欠

＊ ＊ 貨物の規制値:400Hz 以上の場合 ＊ ＊

(2015年版 ガイダンス 役務取引 p30)



5. 部分品、付属品の規制

① 当該貨物に含まれないものとする貨物

「運用通達」1-1(7)(イ)

(7)輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄に掲げる貨物(以下、リスト規制貨物という)に関する輸出の許可。

(イ)輸出令別表第1の解釈

…ただし、リスト規制貨物であっても、他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、別表第1の1の項から15の項までの中欄に掲げる貨物に含まれないものとする。(注1)

・他の貨物の部分をなしているもの

ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ

当該他の貨物に正当に組み込まれた状態を云う。(注2) この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される

・主要な要素となっていない

量、価格などを考慮して判断するものとする。組込先の他の貨物の価格の10%を超えない場合、組み込まれている貨物は、組込先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。(注3) ただし、価格は 初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。

・分離しがたい

電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される(注4)

注1: 通達をそのまま読むと、リスト規制貨物に含まれない(16項に該当)と取れる。

要するに、判定に関しては他の貨物の方での管理となる。

注2: ノートパソコン駆動用の外付け電源(ACアダプタ)は、貨物の部分をなしているものだが、組込まれているものではないために部分品に当たらないと解釈される。このようにACアダプタのような外付けの付属品類については、慎重な判断が必要となる。

注3: 電子計算機(輸出令別表第1の8の項)には、この運用通達は適用されない。

このため、電子計算機では貨物等省令第7条の「他の装置に内蔵されたもの」とされている部分で規定されており、その解釈として「販売価格の35%を超える場合が主要な要素」となっている。

注4: 半田付け以外でも、装置のラインに溶接(接続)された弁等、機械・化学的に一体となっており、分離されることで所定の性能が低下または喪失してしまう場合は、分離しがたいと云える。

② 部分品及び付属品

専用設計 (特定貨物用に特別に設計されたもの)

汎用設計 (他の用途に用いることができるもの)

a) 部分品及び付属品の解釈は、それが掲示される各条毎の<解釈>に従わねばならない。

多くの場合、”他の用途に用いるものを除く。”となっている。

この場合は当該貨物のために特別に設計された部分品を言い、汎用部品を含まないことを意味する。

また、部分品の<解釈>が記載されていない場合は、汎用品を含む全ての部分品が対象になる。

b) 法令条文の記述方法によって、部分品の規制範囲が異なるので注意が必要。

貨物等省令第3条及び第14条における例を以下に示す。

[例1] 第3条: 輸出令別表第1の4の項の通商産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ロケット又は500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この条において同じ。)、試験装置若しくはこれらの**部分品**

(以下省略)

なお、本条には部分品の<解釈>なし。

[例2] 第14条: 輸出令別表第1の15の項の通商産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

(以下省略)

五の二 簡易爆発装置を妨害する装置又はその**附属装置**であって、次のいずれかに該当するもの

イ 電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるもの

ロ 受信信号又は送信波の種類を特定することができるもの

(以下省略)

八 音波(超音波を含む)を利用した水中探知装置又はその**部分品**のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの

(以下省略)

なお、本条<解釈>において、部分品及び付属品は”他の用途に用いるものを除く。”となっている。

[説明]

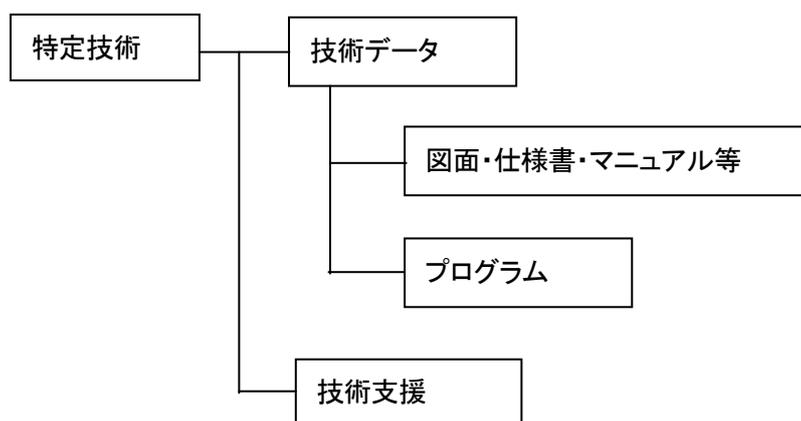
- ・ 例1の場合は、部分品の解釈がないため、3条第一号で規制されるロケット、ロケットの製造装置若しくは工具、ロケットの試験装置の部分品は全て規制される。この部分品は汎用品、専用品の如何を問わず該当である。
- ・ 例2の五号の2の場合は、簡易爆発装置を妨害する装置のために特別に設計された附属装置であって、かつ、「イ」又は「ロ」に該当しなければ規制されない。
- ・ 例2の六号の場合は、該当するものの専用の部分品はそれ自身が省令で規制される機能を有していなくても該当として規制される。但し、汎用の部分品は本条の対象外。

6. その他

- ① 日本の外為法では、貨物／技術という区分だが、国際レジーム(WA等)及び米国等においては貨物(Commodity)、技術(Technology)及びソフトウェア(Software)という3つの区分で取り扱っている。

別表等の中で、単に「技術」と記載されている場合は、プログラムを含む。

WAでいう所の技術を規定する場合は、…に係る技術(プログラムを除く)という表現となっている。



- ② 設計、製造、使用の技術

設計	一連の製造過程の前段階のすべての段階	設計研究、設計解析、外観設計、レイアウト、プロトタイプの製作・支援
製造	すべての製造工程	組立、建設、検査、試験 生産エンジニアリング、品質保証
使用	設計、製造以外の段階	据付、修理、保守(点検)、現地調整 オーバーホール、分解修理